

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(令和4年12月22日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、深谷市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐義務における、同条第3項に規定する常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(3) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める工事)

第3条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの

(2) 工事現場が深谷市内、熊谷市内又は寄居町内であるもの

(3) 1件あたりの当初請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事においては8,000万円未満）の工事

(4) 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）

において、現場代理人の兼務を認める旨の記載がある工事

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の発注した工事であるもの
- (2) 工事現場が深谷市内、熊谷市内又は寄居町内であるもの
- (3) 建設業法第26条第3項に該当するが、深谷市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

3 前二項に規定するもののほか、工事の特性から発注者が現場代理人の兼務を認めることが適当であると判断した工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

4 第1項及び第2項に掲げる工事について、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないと判断した場合、又は当該工事が低入価格調査の対象となった場合は、兼務を認めないものとする。

(兼務を認める条件)

第4条 前条に規定する、兼務を認める工事については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないよう配慮がなされていること。

(兼務を認める対象工事の明示)

第5条 第3条第1項の規定により兼務を認める場合は、入札公告等に記載し、明示するものとする。また、同条同項に掲げる条件を満たしている工事のうち、入札公告等に記載のないものについては、「現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」(様式第1号)による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合は、当該工事の発注者に対し、「現場代理人兼務届」(様式第2号)を、もう一方

の工事が兼務可能なものであることを確認できる書類（入札公告等又は様式第1号をいう。）を添付のうえ提出しなければならない。なお、発注者が深谷市以外である場合は、受注者は深谷市以外の発注者に対し、様式第1号を提出し、事前に兼務を認める回答を受けなければならない。

（兼務の取消し）

第7条 前条の申請内容に虚偽がある場合、又は連絡体制に支障があると認められる場合は、兼務を取消しするものとする。

附 則（平成27年3月20日市長決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月30日市長決裁）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日市長決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日市長決裁）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
現場代理人氏名	

上記工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住所

氏名

上記工事の現場代理人については、

- ・ 兼務を認めます。（ただし、事前に兼務工事の内容及び連絡先を報告してください。）
- ・ 兼務を認めません。

（理由： ）

年 月 日

発注者

現場代理人兼務届

発注者 あて

工 事 名	
工 事 場 所	
現 場 代 理 人 氏 名	
現 場 代 理 人 連 絡 先	（ 緊 急 時 ）
	（ 上 記 以 外 ）

上記工事の現場代理人は、下記の工事の現場代理人を兼務します。
なお、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第 4 条の規定を遵守し、適切な業務を行うことを誓約します。

年 月 日

受注者 住所

氏名

記

兼務する工事名	
工事場所	
工 期	
監 督 員	（ 所 属 ）
	（ 氏 名 ・ 連 絡 先 ）

注）現場代理人となっている工事について、兼務が可能なものであることを確認
できる書類（入札公告若しくは指名通知又は現場代理人の常駐規定緩和に係る
照会兼回答書）を添付すること。